



埼玉県報

第 3094 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 5 日
金曜日

目次

告示

- 東松山都市計画事業葛袋土地地区画整理事業事後調査書についての知事の意見(環境政策課)
- 県営土地改良事業荒木地区(区画整理事業)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 行田都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 行田都市計画公園事業施行の周知(公園スタジアム課)
- 幸手都市計画公園事業施行の周知(公園スタジアム課)
- 久喜都市計画公園事業施行の周知(公園スタジアム課)
- 特定計量器定期検査(集合検査)(計量検定所)
- 特定計量器定期検査(県の巡回検査)(計量検定所)
- 特定計量器定期検査(指定定期検査機関の巡回検査)(計量検定所)
- 県道新座和光線の区域の変更(朝霞県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 平成 31 年度第 1 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示(運転免許課)

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の六第一項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事後調査書の名称

東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業事後調査書

二 事業者（東松山市）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

(1) 騒音・振動

事業関係車両にエコドライブ等を徹底するよう立地企業に要請し、騒音・振動の低減に努めること。

(2) 動物、植物及び生態系

今後も適切な管理を継続し、当該事業地の地域特性を活かした周辺環境の保全に努めること。

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業荒地地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成三十一年四月五日から

平成三十一年五月十三日まで

二 縦覧場所

行田市役所

告 示

埼玉県告示第三百四十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

幸手市中島地内

四 作業期間

平成三十一年三月一日から平成三十一年六月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

平成三十年埼玉県告示第九百六号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十二日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

平成三十年埼玉県告示第千百十二号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十七日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十号

平成三十年埼玉県告示第千三百二十七号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

平成三十年埼玉県告示第七百四十四号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十七日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

平成三十年埼玉県告示第千二百六十七号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十七日終了した旨測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号						
	都市計画 区域名	行田					
	市町村名	行田市					
	都市計画の 種類及び名称	区域区分					
	公聴会	期日及び時間	平成三十一年 五月二十二日 午前十時から				
	場 所	行田市中心公 民館第一学習 室					
	公述申出書	提出期間	平成三十一年 四月五日から 平成三十一年 四月十九日ま で				
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、行田市都 市計画課					
	都市計画の構想	閲覧期間	平成三十一年 四月五日から 平成三十一年 四月十九日ま で				
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、行田市 都市計画課					

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画法事業の事業計画の変更の認可の告示（平成三十一年関東地方整備局告示第四百四十四号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならぬ。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画法事業の種類及び名称
行田都市計画公園事業九・六・〇一号さきたま古墳公園
- 二 施行者の名称
埼玉県
- 三 事務所の所在地
熊谷市赤城町一丁目一四七番三
- 四 変更に係る事業地の所在
イ 新たに編入に係る事業地の所在
なし
ロ 削除に係る事業地の所在
なし

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画法事業の事業計画の変更の認可の告示（平成三十一年関東地方整備局告示第四百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならぬ。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画法事業の種類及び名称
幸手都市計画公園事業九・五・〇一号権現堂公園
- 二 施行者の名称
埼玉県
- 三 事務所の所在地
さいたま市大宮区高鼻町四丁目
- 四 変更に係る事業地の所在
イ 新たに編入に係る事業地の所在
なし
ロ 削除に係る事業地の所在
なし

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画法事業の事業計画の変更の認可の告示（平成三十一年関東地方整備局告示第四百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならぬ。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画法事業の種類及び名称
久喜都市計画公園事業九・四・〇一号権現堂公園
- 二 施行者の名称
埼玉県
- 三 事務所の所在地
さいたま市大宮区高鼻町四丁目
- 四 変更に係る事業地の所在
イ 新たに編入に係る事業地の所在
なし
ロ 削除に係る事業地の所在
なし

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年四月五日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイからハまでに掲げる者が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかりのみを使用している者

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者

ハ ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり及び二百五十キログラム以

下の機械式はかりのみを使用している者

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
松伏町	平成三十一年五月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場
吉川市	平成三十一年五月二十八日及び同月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所来場者 駐車場
八潮市	平成三十一年五月三十日及び同月三十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市役所前庭駐 車場

三郷市	平成三十一年六月三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター駐車場
	平成三十一年六月四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館駐車場
神川町	平成三十一年六月五日及び同月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所駐車場
	平成三十一年六月七日	午前十時から正午まで	神川町神泉総合支所
寄居町	平成三十一年六月十日及び同月十一日	午後一時から三時まで	神川町役場
	平成三十一年六月十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	寄居町役場
上里町	平成三十一年六月十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	ワープ上里北側駐車場
	平成三十一年六月十四日及び同月十七日及び同月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	美里町役場東側駐車場
本庄市	平成三十一年六月十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	本庄市役所
	平成三十一年六月十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	本庄市児玉文化会館（セルデイ）

			上尾市			深谷市																
日	平成三十一年七月十二日		日	平成三十一年七月十一日		及び同月十日	平成三十一年七月九日		平成三十一年七月八日		まで	平成三十一年六月二十五日から同月二十八日まで		四日	平成三十一年六月二十四日		一日	平成三十一年六月二十一日		日	平成三十一年六月二十日	
から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		から三時まで		から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		から三時まで		から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		
車場	上尾市平方支所駐		側駐車場	上尾市大石支所西側駐車場		側駐車場	上尾市上平公園南側駐車場		館駐車場			深谷公民館		合支所	深谷市役所花園総合支所		合支所		合支所		合支所	深谷市役所岡部総合支所

鴻 巢 市		
平成三十一年七月二十 二日から同月二十四日 まで	平成三十一年七月二十 五日	平成三十一年七月二十 六日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
鴻巢市役所	鴻巢市川里農業研 修センター	鴻巢市吹上地域体 育施設（コスモス アリーナふきあげ）

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年四月五日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の非自動はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
松伏町	平成三十一年五月二十七日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	平成三十一年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	平成三十一年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	平成三十一年六月三日から九月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

神川町	平成三十一年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	平成三十一年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上里町	平成三十一年六月十二日から九月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
美里町	平成三十一年六月十三日から九月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
本庄市	平成三十一年六月十四日から十月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
深谷市	平成三十一年六月二十日から九月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上尾市	平成三十一年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鴻巣市	平成三十一年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成三十一年四月五日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者 電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
松伏町	平成三十一年五月二十七日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	平成三十一年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	平成三十一年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

三郷市	平成三十一年六月三日から九月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
神川町	平成三十一年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	平成三十一年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上里町	平成三十一年六月十二日から九月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
美里町	平成三十一年六月十三日から九月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
本庄市	平成三十一年六月十四日から十月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
深谷市	平成三十一年六月二十日から九月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上尾市	平成三十一年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鴻巣市	平成三十一年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで 同市栄町四丁目一一三三番四地</p>	<p>朝霞市栄町二丁目一五三九番一 四地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・四〇〇 一四・七〇</p>	<p>一三・二〇〇 一四・七〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五・九〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年四月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年三月二十日

指令越建セ第二九〇〇三五二号

二 検査済証番号

平成三十一年三月二十九日

越建セ第五一四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸一丁目十番二十八号 comFort 110五号

溝井 雄大

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十一年四月五日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十一年四月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成三十一年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 平成三十一年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成31年4月5日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成31年（2019年）5月14日（火）

イ 技能審査

平成31年（2019年）5月25日（土）及び6月4日（火）から6月7日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成31年（2019年）6月11日（火）から6月14日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成31年4月5日（金）から4月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）